

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績		令和4年度計画		令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正	第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題				
1	(1)女性 (2)子ども	女性・子どもに対する暴力への取組	DVは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な面などさまざまなケースがある。また、子どもを巻き込んだ暴力にまで及ぶことから、地域福祉、保健、医療、教育等との連携を図り、DVを早期に発見することで、安心して過ごせる生活につなげる。	・広報紙を通してDV被害の相談窓口の周知を図る。 ・安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図る。	野洲市 DV相談件数 20件	関係機関と連携、情報を共有することで、安心して生活ができるように生活基盤の安定に努めた。また、直接の被害者だけでなく、その子どもたちの身の安全について警察、医療機関、保健所、学校、園等と連携し、緊急の事態に備えることができた。	DV、面前DVIにより警察の介入、警察から児相に通告し、児相が対応、または児相から地域(市)につながり対応するケースが多く、関係機関とのさらなる連携が必要である。	継続	修正なし	安心して生活ができるよう関係機関と連携して、支援の充実を図る。	家庭児童相談室
2	(2)子ども	児童虐待防止等ネットワーク	虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、心身に後遺症を残したり、時には生命までも脅かすことさえある重大な問題である。その問題が近年増加傾向にあるが、家庭内で発生することが多く発見が困難な状況である。そこで、子どもの虐待防止について啓発を行い、地域福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、早期発見、早期援助に努め子どもの人権を守る。	・子どもの虐待防止に向けて、広報紙や街頭啓発、出前講座等を通じて啓発を実施する。 ・虐待の早期発見に努められるよう、関係者の意識の向上を図る。 ・虐待を発見したら、関係機関に繋ぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行う。	野洲市 児童虐待相談件数 410件(うち、新規相談 63件)	児童虐待相談件数は、昨年から継続347件に新規相談63件を加えた410件となった。	児童虐待相談は、長期化かつ重篤化しており、関係機関職員のスキルアップおよび関係機関との連携強化が必要である。	継続	修正なし	子どもの虐待の早期発見・早期援助に努め、子どもの命を守る。	家庭児童相談室
3	(2)子ども	個別課題解決に向けた相談・支援体制の確立	いじめや不登校のほか児童生徒の人権に関する個別課題の解決のため、校園所の現状把握に努め教育委員会との連携を図っていく。教育委員会へ直接相談があった場合は、十分に受け止めた上で当該校園所とともに取り組む。	いじめや不登校等、児童生徒の人権に関する個別課題を解決するため、校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。 教育委員会に直接相談がある場合は児童生徒や保護者のおもいをしっかりと受け止めた上で当該校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。	(学校教育課) ・市生徒指導担当連絡協議会 4回 ・市三中学校生徒指導連絡会 4回 ・市教育相談担当者連絡協議会 4回 ・市いじめ問題専門委員会 2回(新型コロナウイルス感染症予防のため開催できず) ・市SSW連絡協議会 5回 家庭訪問型学習支援事業を新設し、適応指導教室にも行けず、家から出られない児童生徒の学習支援に取り組んだ。	・各種連絡協議会において、各校および関係機関との情報共有をすることで、個々の事案に応じた適切な支援を行うことができた。 ・適応指導教室にも家庭訪問型学習支援事業にもつながらない児童生徒への支援を学校を中心に行うことができた。	いじめの未然防止、早期発見および不登校児童生徒に対する継続的な支援や新たな不登校を増やさない予防的取組など、教育相談体制の充実が課題である。 ・今後、教育相談において、さらに学校間での横連携、小中学校での縦連携を密にすることにより、等に不登校児童生徒を増やさないよう、児童・生徒が安心して過ごせるよう支援を強化していく。	継続	修正なし	いじめや不登校の現状を正確に把握し、これらの人権課題をなくす取組を継続して実施していく必要がある。 いじめ認知後の解消率が令和元年度で82.5%であった。(解消率とは当該いじめ案件を校内で見守り、3か月間、いじめが全く繰り返されていないことを被害者から個別に確認できた比率をいう。しかし、1月以降に発生したいじめは3月末時点で解消を被害者から確認できないため、解消とはカウントできない。年度明けて6月に再調査すると解消率は野洲市の場合99%となる。) 解消率90%を目標とし、いじめ問題をなくす取組を推進する。	学校教育課 こども課
4	(2)子ども	こころの教育相談	不登校やいじめなどの悩みや課題を抱えた児童生徒の人権に関する相談の場を設け、子どもたちの「心のサイン」を見逃さない対応など、個別課題の解決に向けて、保護者や学校・関係機関と連携した取組を推進する。	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行う。 相談：予約制1日4件程度 定期相談：週1回～月1回程度	相談(面談・電話) 件数432件 中学3生相談人数 2名 終結 2名(内1名はリファー) 未終結率 0%	継続したカウンセリングの実施や学校との連携を重ねたことで、児童生徒の情緒の安定を図れ、学校復帰や次の進路につなげることができた。また、必要に応じて学校とのケース会議の実施や関係機関と連携するなどして、相談者の不安や悩みの解決に向けて支援ができた。	こころの教育相談では、療育的目的で来所されたり、話すことで安心感を求められたりするケースがあり、長期間になる傾向がある。より多くの市民に利用してもらえるよう、利用方法を見直し周知していく。	継続	修正なし	個々の悩みが解消できるよう適切なカウンセリングを行う。	ふれあい教育相談センター

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績				令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題	令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正		
5	(2)子ども	適応指導教室事業	不登校やいじめなどで学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所づくりを行い、自他を大切にす る気持ちを育みながら、他者とのコミュニケーションや、自己肯定感・社会性などの育成に努め、社会的自立や学校への復帰に向けて、きめ細やかな指導や相談・支援に取り組む。	学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学習支援など個別やグループ活動を通して自信回復、学校復帰を目指す。 通級:週1回~週5回 体験活動:湖南地域スクール・サポートネットワーク年1回 活動体験:月1回 保護者懇談会:年数回	・通所指導児童生徒数 9名 ・学校完全復帰 1名 ・部分学校復帰 8名(放課後登校を含む) ・進学 2名 ・保護者懇談 30回 ・学校訪問 39回 ・ケース会議 50回 ・SV(スーパーバイス)研修3回 ・学校電話相談 177回	保護者との連携を密にするため、子どもの成長をつぶさに伝え信頼関係の構築に努め、支援に役立ててきた。その上で、学校とのきめ細やかな連携を図り学校復帰に取り組んできた。結果2名が進学、2名が併用でほとんど登校できた。他の児童生徒も適応指導教室を併用しながら何らかの形で学校へ登校し、つながりを保てた。	適応指導教室では、利用者の状況に応じた支援を実施するため、学校や保護者・関係機関と日常的に情報を共有しなければならない。また起立性調節障害の子の通所が難しい。	継続	修正なし	通所する児童生徒全員が体験活動等を通して自信回復と自我の確立を図ることで学校復帰が出来る。また、学校との連携を強化する。	ふれあい教育相談センター
6	(2)子ども	家庭訪問型学習支援	校長から支援の依頼があった、学校にも適応指導教室にも行けない深刻な不登校状態にある小・中学生の自宅を主な支援場所として、家庭訪問型学習支援を実施する。なお、家庭における生活上の諸課題については、市民生活相談課など関係課につなぎ現行制度を利用しながら連携を図る。	訪問教育指導員(教員免許を有する教職経験者)2人がペアで自宅等を訪問し、学校復帰、社会的自立に向けてのきめ細やかな指導や学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を行う。 (支援の時間と回数) 1人1回概ね3時間以内で、週1回を原則とし出席日数にカウントする。	指導員、カウンセラー、コーディネーターが2人1組になって児童生徒宅を訪問し、学習支援や不登校・学業・進路に関する相談を実施した。 ・支援対象者 3名 ・支援や教育相談延べ回数 158回 ・学校復帰 1名 ・高校進学 1名	深刻な不登校の児童生徒にとって、家庭から外に出ることに抵抗があるが、この事業によって外部の者と接することができた。また、丁寧な学習支援や教育相談により、自信を回復し、R4.1から学校復帰を果たした児童が1名、公立高校に進学した生徒1名と、事業のめざましい成果を上げることができた。	家庭訪問型学習支援では、保護者が支援を希望しても本人が受け入れず、支援に結びつかないケースが多い。保護者説明の早期段階から関わっていくことや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる本人へのフォローが必要である。また、全欠児童生徒数0人に向けては、関係機関との連携強化による取り組みが必要である。	継続	修正なし	学校復帰、社会的自立に向けて、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を継続していく。	ふれあい教育相談センター

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績				令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題	令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正		
7	(2)子ども	はつらつ野洲っ子育成事業	はつらつ野洲っ子の育成を掲げ、学校や家庭、地域が一体となって青少年健全育成に取り組む。小・中学生が日ごろ考えていることや感じていることを広く市民に訴えるための発表会を開催し、誇りと自覚を持ち自主性を伸ばすとともに、社会の一員としての自覚と、目標をもってたくましく成長することを目指す。また、青少年の健全育成をめざして、大人と子どもの意見交換会を開催する。	・はつらつ野洲っ子中学生広場の開催 ・はつらつ野洲っ子育成フォーラムの開催	・はつらつ野洲っ子中学生広場 規模を縮小し、感染防止対策を徹底して開催した。 令和3年7月3日(土) さざなみホール 参加者49名 優秀賞3名の表彰(うち1名を県主催の中学生広場出場候補者とした) ・はつらつ野洲っ子育成フォーラム 規模を縮小し、感染防止対策を徹底して開催した。 令和3年12月4日(土) さざなみホール 参加者141名	多数の関係団体の参加により「地域の中学生広場出場候補者」との機運が高まった。	子どもの健全育成のため、地域で活動する人材の育成を図っていく必要がある。	継続	修正なし	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校等の問題を防止し、児童・生徒の健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課
8	(2)子ども	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議と各学区青少年育成会議の連携のもと、環境浄化や初発型非行防止街頭補導を行い、青少年との関係づくりをし、地域住民とのふれ合いのもと、一人ひとりが希望を持ち、困難なことにも主体的に対応できる力をつけるよう支援する。	「愛のパトロール運動」(第1・第3金曜日)・まちぐるみで「愛の声かけ運動」(7月・11月)の実施	愛のパトロール 市内3コースで年間10回実施 参加者115名 愛の声かけ運動の実施 ・令和3年7月1日 参加者846名 ・令和3年11月1日 参加者933名	補導委員や少年センターを中心に地道な見守り活動、補導活動が初発型非行・問題行動の防止につながっている。 ・地域ぐるみでの見守り活動も継続的に行っており、子どもを犯罪や事故から守っている。	補導委員や関係団体役員の高齢化が進んでおり、親世代の積極的な参加が求められる。	継続	修正なし	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校、児童虐待をはじめ、子どもを脅かす事件等を防止し、青少年の健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課
9	(2)子ども	人権集会	自分がかげがえのない愛される存在であることを実感し、様々な人との出会いや教材との出会いを通して人権意識を高めていけるよう人権集会などを開催して、人権保育を推進する。また、参観、アンケート、集会日よりなどを通して保護者にも啓発する。	園児を対象としては2ヶ月に1回人権に関するテーマを設け集会を開催する。保護者を対象としては年2回の研修会を開催し、年間3回以上啓発紙を発送する。	・人権をテーマにした集会を計画的に実施し、寸劇や絵本などにより年齢に応じて考えあう場を持っている。また、集会の様子や園児の意見等の内容を、おたよりとして即時に発行し保護者啓発を図るとともに親子での考える場へつなげてきた。 ・保護者を対象とした研修会を年間2回以上開催し、機関紙等の発行をし、研修内容の共有を図った。	・集会や研修会後に即時におたより等を発行することで、保護者への啓発や共有につながった。	・実績に基づいて一定の成果が得られているが、人権意識の高揚のためには、集会や研修会だけでなく、日常的な発信が必要である。	継続	修正なし	集会が形骸化することなく、内容や形態等を工夫し、また、保護者の関心や意識が高まるように継続していく。	こども課
10	(2)子ども	子育て相談	いじめや不登園のほか乳幼児の人権に関する保護者との相談の場をもち、個別課題の解決に向けて、家庭と連携した取組を推進する。	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子をつたえ、話しやすい関係性が築けるようにする。	・個別懇談会等の実施 ・子育て相談の実施。 ・園だより等を通じて、子育てにつながる具体的な内容等の記載による推進。	・園と家庭の信頼関係を築く中で、日々の園児の様子について継続的に積極的に伝え、成長を共に喜び合い、また課題について具体的に話をしながら、推進してきた。	・保護者の置かれている状況を把握し、子育て等についての悩みや思いを受け止め、対話を通して細やかに対応することに努めているが、コロナ禍により、クラス懇談会等の行事は中止せざるを得ない状況となっている。 ・子育てをする中での親同士のつながりをもてる場について工夫していく必要がある。	継続	修正なし	子育て不安に対応できる職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の定着を図る。	こども課
11	(2)子ども	交通安全施設整備	野洲市通学路交通安全プログラムに基づき、子どもをはじめすべての人の社会参加を保障する環境整備の一環として、交通弱者の安全確保にも効果のある歩道と車道の分離など交通安全施設の整備を進める。	令和2年度の通学路点検により指摘された危険箇所の改修工事の実施します。また、過年度の対策実施箇所の効果を検証し今後の安全対策の参考にする。	交通安全対策実施後の効果把握等を行い、交通弱者を考慮した通学路の交通安全対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、安全性の向上を図った。	令和3年度野洲市通学路交通安全プログラムに基づき、市三宅地先のガードパイプ設置工事を始め市内13箇所通学路の安全対策を実施しました。	予算や人員の制限のある中で優先度の高い箇所を見極める必要がある。	継続	修正なし	交通安全対策実施後の効果把握等を行い、交通弱者を考慮した通学路の交通安全対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、安全性の向上を図る。	道路河川課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績				令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題	令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正		
12	(3)高齢者	消費生活相談	消費生活相談においては、高齢者特有の消費生活問題について関係機関と連携し権利擁護に努める。	野洲市くらし支えあい条例に規定した消費者安全確保地域協議会の推進を図る。	消費者庁及び警察署の保有するリストの情報提供を受け、「見守りリスト」を作成した。 消費者安全確保地域協議会について、5月に第1回全体会議を開催し、構成員間における「見守りリスト」の提供について決議され、各構成員のリストを活用した見守り活動が展開された。 2月に予定していた第2回全体会議は新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受け、書面報告とした。	消費者安全確保地域協議会の仕組みを活用し、消費者庁(1030件)及び警察署(172件)からデータ提供を受け、精査後の937件の有効データを基にした「見守りリスト」を作成することができた。このリストを活用し、民生委員児童委員や市の福祉部局などの構成員が、それぞれの事業や取組の中で、消費者被害に遭いやすいリスト登載者を効果的に見守ることができた。 特にリスト登載割合の高い高齢者の見守りに注力すべく、民生委員児童委員の各学区定例会に出向き出前講座を年2回ずつ行うとともに、「見守りリスト」及び啓発物品を活用した高齢者の見守り活動について協力いただくことができた。	高齢者の中でも特に、独居世帯に対する見守りを、よりピンポイントで行えるような仕組みが必要である。	継続	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、消費者安全確保地域協議会を年2回実施すると共に見守りリストの作成と積極的な見守り活動を実施する。	市民生活相談課	

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績				令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題	令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正		
13	(3)高齢者	ユニバーサルデザインを基本とした住環境整備の促進	高齢者を含む全ての方が、自立して生活できる安全な住環境の整備に向け、ユニバーサルデザインの考えに基づき住宅改修を支援し、促進する。	高齢者等が自立して安心して生活できる環境の整備に向け、住宅改修にかかる費用の助成を行う。	高齢者住宅小規模改造助成事業 8件 介護保険による住宅改修138件(4-1月審査分)	在宅介護支援のための住宅改修を支援したこと、家族の介護負担の軽減と、要介護者本人の自立支援や介護予防、安全の確保につながった。	引き続き制度の周知に努める。	継続	修正なし	自立して安全に生活できる環境の整備に向け、引き続き助成を行う。	介護保険課
14	(3)高齢者	高齢社会の課題に関する教育・啓発	高齢社会における介護や認知症等の社会的課題への関心と理解を高めるため、小中学生や地域の元気な高齢者などを対象に学習の機会の拡充をめざす。その策として、介護施設などにボランティア体験等の受入れを促す。 また広報紙や介護ニュース等を活用し、サービスの情報提供と合わせ高齢社会に関する啓発情報も盛り込むようにする。 また、地域住民を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域で支える意識づくりを促す。	・教育委員会と連携して、児童生徒の認知症サポーター養成講座受講を促す。 ・比較的元気な高齢者の活躍の場の創出と兼ねて、「高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム」を活用し、介護施設等でのボランティア活動を広げ、以て地域住民への理解を広げる。 ・市広報での特集記事の掲載を行い、サービスの情報提供や認知症についての啓発を行う。	・認知症サポーター養成講座を、ふれあいサロン等の出前講座として、19回(延262人)開催した。(小学校1校は感染者数拡大に伴いやむを得ず中止した。) ・市広報9月号に認知症について掲載し、啓発を実施した。 ・介護ニュース「りふれっしゅ」を発行した。4月1日発送1,973通	認知症に関する理解の促進を図るとともに、地域で認知症の人を支える繋がりや支援や認知症の人の家族の介護の軽減につながった。	認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気であることの理解を深め、認知症になっても自分らしく地域で生活できるまちづくりをさらに進める必要がある。	継続	修正無し	できる限り住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため、高齢社会や認知症についての啓発事業を継続する。	高齢福祉課
15	(3)高齢者	高齢者の権利擁護	高齢者の権利が守られ、安心して生活が送れるよう権利擁護に係る成年後見制度の啓発や利用を推進する。高齢者虐待の早期発見、早期対応に向けて、関係機関が連携して対応する。	・成年後見制度についての啓発を行う。必要なケースについては成年後見制度の市長申立てを速やかに行う。 ・高齢者の虐待防止、早期発見のための啓発出前講座や高齢者虐待防止勉強会を開催する。	成年後見制度相談会 3回 成年後見制度市長申立件数 5件 成年後見制度職員向け研修会 1回 高齢者虐待防止啓発出前講座 17回(延 234人) 虐待相談件数 68件	判断能力が低下し成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立てする親族がいない高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てを行い、本人の意思決定支援につながった。 高齢者の虐待防止のための啓発事業として、出前講座を実施し、早期発見、早期対応につながった。	高齢者の人権を守るため、関係機関と連携を深めながら取組を継続する必要がある。	継続	修正なし	高齢者の権利を守る意識が広がる。権利擁護のための対応が、関係機関の連携により円滑に行われるようになる。	高齢福祉課
16	(3)高齢者	高齢者のサービス利用支援と強化	地域の高齢者が、介護保険サービスにとどまらない様々な形のサービスを利用し、自立した生活が継続できるよう、地域関係者とのネットワーク構築や、ネットワークを利用した高齢者実態把握、初期相談対応、継続的・専門的な相談支援、また権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援を行う。	高齢者やその家族などの相談を受け止め、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な機関、制度、サービスにつなぐとともに関係者のネットワークにより支援を行う。	相談支援延べ件数 7,586件(年度末現在)	相談支援件数は増加した。介護保険サービスをはじめ、適切な機関、制度、サービスにつなぐことができた。	本人の自己決定を尊重しつつ、本人に必要なサービスや支援につなぐとともに、地域関係者とのネットワークづくりが必要である。	継続	修正なし	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持する。	高齢福祉課
17	(3)高齢者 (4)障がい者	コミュニティバスの運行	市コミュニティバスは、単に交通の利便性の面だけでなく、福祉施策の一環として、高齢者や障がいのある方々の生活行動範囲を拡大することや、利便性のある運行に努める。	高齢者や障がい者利用者を含む35,000人を目標とする。(令和2年度実績値33,751人)	高齢者及び障がい者の利用率 70.6%(38,422人) 一般人 29.4%(16,024人)	全体利用者数が令和2年度から令和3年度は、9,266の増加となっている。高齢者及び障がい者の利用率は70.6%となったものの、利用者数は令和2年度から令和3年度は、4,671人の増加となった。	今後も、高齢者の自主返納者に対し、コミュニティバスの利用促進に繋げる方策を考える必要がある。	継続	修正なし	新型コロナウイルス感染症の影響が無くなったとした場合、第3次期間中の最高実績数値41,464人に対し、高齢者や障がい者利用者について45,000人を目標とする。	協働推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績		令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課		
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題			令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正
18	(3)高齢者 (4)障がい者	交通バリアフリー基本構想に基づく実施計画の推進	交通バリアフリー基本構想に基づき交通バリアフリー道路特定事業計画を策定。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した利便性及び安全性の向上を促進するため、野洲駅を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。	市道小篠原稲辻線の歩道拡幅等のバリアフリー化については、地元や関係機関との調整が必要であり、方向性が決まれば計画策定を行う。	妓王井川改修工事に伴い市道小篠原稲辻線の道路区域を拡大することで河川管理者(滋賀県)と概ね合意した。	路側帯(グリーンベルト)および車道を拡幅することで歩行者、自動車の輻湊を解消し道路の安全性を向上させることが期待できる。	具体的な計画を策定し関係機関と協議を進める必要がある。	継続	修正なし	バリアフリー化による歩道の構造の方向性が決まれば、計画策定のとおり実施する。	道路河川課
19	(4)障がい者	ユニバーサルデザインによる生活環境の推進	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障害者基本法に基づく第2次市障がい者基本計画を令和3年度に6年間の計画として策定し、施策の柱として「ユニバーサルデザインで安心して暮らせるまちをめざして～まちで快適に過ごす～」を掲げている。特に、ノーマライゼーションの考えに基づき、社会的障壁を取り除くため、生活環境の整備、情報・コミュニケーション環境の整備等を推進する。	第2次市障がい者基本計画について、障がい者自立支援協議会において周知をはかった。生活環境の整備としては、障害者手帳の電子版である「ミライロ」の使用を市内の施設で利用できるような環境整備を行った。情報・コミュニケーション環境の整備の一つとして、「遠隔手話サービス」を開始した。	「ミライロ」については、手帳所持の必要がなく利便性の向上が図られた。コロナで手話通訳者が医療機関へ同行できない場合など、幅広く手話サービスを利用していただけるようになった。	新しく始めたサービスを利用してもらえるよう更なる周知が必要。	継続	修正なし	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障がい者自立支援課
20	(4)障がい者	人材育成の充実	共に地域で暮らせる社会を推進していくために、ボランティア活動の振興とボランティア資質の向上を図ることが重要であり、障がいのある人との交流を通じて、社会貢献できるボランティア活動の場を提供し、各種ボランティア活動へ参加する気運を醸成すると共に、その養成に努める。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話ボランティアを養成し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援の拡大を図る。ボランティアの更なる拡大を図るため、受講生の確保に向け、継続した啓発を行う必要がある。	手話奉仕員養成講座【入門編】を開講 期間：令和3年10月3日から令和4年3月4日まで 受講者：25人	手話や要約筆記をはじめとするコミュニケーション手法、聴覚障害者の生活等、聴覚障がいをもつ人に理解できる講座カリキュラムにより手話ボランティアを養成した。また、講座において今後の継続的な活動を期待し、手話サークルやボランティア活動の場を紹介した。	手話をはじめ聴覚障がいについて継続的に学習し、活動できる場の確保。	継続	修正なし。 講座を継続して開催し、講座内において学びや活動を継続できる場を紹介する。	ボランティア活動の振興と手話奉仕員等の人材を育成する。	障がい者自立支援課
21	(4)障がい者	精神障がいについての正しい知識の啓発及び自殺対策の理解促進	精神障がいのある人が、住み慣れた地域で自立生活や社会参加ができるよう、社会的な誤解や偏見を取り除いていく取組をすすめ、併せて地域住民の心の健康づくりを進める。自殺対策の理解促進のために様々な取組を包括的に推進する。	精神障害者家族会(たんぼぼの会)とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施する中で、市民との交流を図る。市民団体等へ、うつ病等精神疾患の理解が深められるよう講師派遣等の支援を行う。また、広報やポスター、パネル等により精神疾患、精神障がいに関する啓発を行う。	・精神障害者患者家族会(たんぼぼの会)についてはコロナ禍のため、予定していた健康推進連絡協議会との調理実習を媒介とした交流は見送ったが、紙面で健康レシピの紹介等の交流を行うことができた。 ・広報やポスターでの啓発、リーフレット等啓発物品の配付や設置等による啓発を、自殺予防週間等の他、年間を通じて実施した。	・精神障がい者患者家族会(たんぼぼの会)と健康推進連絡協議会の例年のように調理実習を通じての対面交流はできなかったが、方法を替えて、繋がりをもつ方法で交流できた。 ・講座の実施や啓発媒体の活用等により、市民や関係者等に対し、うつ病等精神疾患や自殺対策の理解を深める機会を提供できた。	精神障がいに関する誤解や偏見をなくすために啓発を継続する必要がある。	継続	修正なし	精神障がいに関する誤解や偏見をなくすために啓発や自殺対策の理解促進の取組を継続する。	健康推進課
22	(4)障がい者	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消する啓発	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、種々の機会を捉え人権意識の高揚を図る。また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため啓発事業や交流事業を実施する。	○障がい者自立支援課 ・障害理解と障害者差別解消法の広報・啓発を実施(広報や年1回以上掲載) ・障害者理解の講演会を実施(年1回) ・障がい者虐待防止のための講演会の実施(年1回) ・市民や団体・関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施(随時) ・障害者週間(12/3-12/9)街頭啓発	○障がい者自立支援課 ・障がい者への理解については、12月広報において啓発を行った。また、障害者差別解消法は広報に掲載することはできなかったが、ホームページに掲載した。 ・講演会については、2月16日に障がい者の権利擁護を進めるため、成年後見制度にかかる研修会を予定していたが、新型コロナウイルスの第6波感染拡大により、やむなく中止をした。 ・障がい福祉サービスを運営している2事業所へ出前講座を実施した。	○障がい者自立支援課 ・12月の障害者週間の関連事業として、チラシやポケットティッシュ、クリアファイルを市の関係機関や障がい福祉サービス事業所へ配布することで、啓発することができた。 ・出前講座(年1回)は、単に講演だけでなく、参加者にグループワークをしていただき、それぞれで深く考える機会を設けることができた。	○障がい者自立支援課 限られた予算の中で、効果的な事業展開が図られるよう検討が必要である。	継続	修正なし	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、人権意識の高揚を図る。	障がい者自立支援課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績		令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課		
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題			令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正
	上記と同じ	上記と同じ	上記と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援センター研修・啓発事業の実施 ・発達障がいへの正しい理解と支援について、市民対象の研修会や講演会を実施 ・市民や関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施 ・広報や「発達支援センター通信」の掲載(隔月) ・「発達障害啓発週間」や「世界自閉症啓発デー」に合わせた広報や「発達障がい」に合わせた記事の掲載およびポスター啓発 ・図書館で、発達障がいの理解と支援に関する図書コーナーの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援センター ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修や関係機関から依頼を受けて出前講座を実施した。(講演会3回、出前講座5回) ・広報や「発達支援センター通信」を掲載した。(隔月) ・「世界自閉症啓発デー」および「発達障害啓発週間」に合わせて、ポスターやチラシ、関連図書のコーナーを設ける等、発達障がいの正しい理解について啓発した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援センター 発達障がいの正しい理解と支援について、いろいろな機会や場所で啓発ができた。今後も、啓発テーマや手法を工夫し、機会をとらえて啓発していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいについての正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけでなく、広く市民全体へ啓発する必要がある。今後も継続して、機会をとらえて啓発していきたい。 	継続	修正なし	<ul style="list-style-type: none"> 虐待についての正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけでなく、広く市民全体への啓発事業を継続する。 	発達支援センター
23	(4)障がい者	障害者差別解消法における取組の推進	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、地方公共団体に対して、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されることから、事業の実施にあたっては、実効性のある対応ができるよう、差別解消に向けた必要な検討と取組を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ①職員対応要領に基づく合理的配慮の提供により、障がいを事由とする差別の解消を進める ②地域における関係機関等との連携による情報共有をはかる ③障害者理解の促進に向けた啓発を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を人事課において策定されている。当該課では関係課職員の行う業務の中で合理的配慮が必要な場合は相談を行いながら業務を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待防止連絡協議会において、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」のリーフレットを活用することで、合理的配慮の提供等、関係機関において研鑽した。 	効果的に業務を行うため定期的に関係機関と協議を進める必要がある。	継続	修正なし	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間での取組が実効性のあるものになっているか検証し、課題を明確にする。 	障がい者自立支援課
24	(4)障がい者	障がいのある人の権利擁護の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人の中には、自己の意思表示が困難な人は権利の侵害にあうことがあるため、関係機関と連携を図りながら成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進することにより、日常生活の管理、財産管理を行い権利擁護に努める。	権利擁護事業契約者数 90人	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見人等の報酬助成:5件 ○成年後見任制度利用促進事業/委託事業の実施 全34件(うち、障がい9件) ○地域福祉権利擁護事業(事業実施主体:野洲市社協) 契約件数:全79件 障がい者の内訳/知的:20件(うち、新規 2件) 精神:32件(うち、新規 5件) 	<ul style="list-style-type: none"> 広報等により制度の利用促進を促すとともに、福祉サービスと平行した支援や本人を見守る「チーム」、地域専門機関等による協力を得ながら支援を行うことで、障がい者の尊厳に資することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度にかかる報酬助成や地域福祉権利擁護事業についても、ほぼ前年度から横ばい件数であることから、制度の周知を図るとともに、支援事業所の職員等を対象とした研修会の開催や勧奨等実施する。 	継続	修正なし	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の日常生活支援及び虐待防止に向けた支援等のため、関係機関と連携し成年後見等利用や地域福祉権利擁護事業の利用の啓発や促進を行う。障がいのある人が権利侵害のない自立した生活を送るために必要な支援を行う。 	地域生活支援室
25	(4)障がい者 (6)外国人	点字や拡大文字によるごみ情報提供 (さくら墓園永代使用墓所年間管理料徴収)	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者、視覚弱者、外国人に対しての行政情報伝達の一環として、ごみ収集に関する情報を点字及び音声テープ、拡大文字、外国語で提供する。 (視覚障がい者、視覚弱者に対しての行政情報伝達の一環として、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で提供する。) 	希望する対象者へ100%配布	<ul style="list-style-type: none"> ごみカレンダーについては、拡大版、点字版、音声版を作成し、希望者全員に配布した。犬を飼われている視覚障がい者の方には、ごみカレンダーの配布に合わせた、ごみ収集の配布した。また、視覚障がい者に対して、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で送付した。 	希望者への100%配布を完了した	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の観点から外国人の居住地や国籍の把握は難しい。外国人の在住の状況により、必要であれば対応語の範囲の拡大や情報の追加等の検討が必要。 	継続	修正なし	<ul style="list-style-type: none"> 希望する対象者へ100%配布する。 	環境課
26	(5)同和問題	就労対策相談事業	安定就労に向け、雇用と生活等の問題をハローワークと協力し市役所内に設置した「やすワーク」を拠点として関係機関との連携により解決を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 就労相談は、ハローワーク、関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権センター 情報提供用として、人権センターに求人情報を配置 2件 ・市民生活相談課 就労相談104件(やすワーク就労支援事業) ・市民交流センター 就労相談 66件 他ハローワーク等からの求人情報紹介を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の就労問題について、ハローワークと連携を図り、相談者への情報提供を行い就労に繋ぐことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相談者への情報提供を行い安定就労に繋ぐ必要がある。 	継続	修正なし	<ul style="list-style-type: none"> 就労を希望される方が、安定就労できるようにする。 	市民生活相談課 人権センター 市民交流センター
27	(5)同和問題	修学奨励助成金	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 【日本学生支援機構分】 市免除・返還分8名 【その他分】 返還免除 県への申請 6件(A) Aの内、県免除承認決定 1件 Aの内、県免除承認決定 5件(B) Bのうち、市免除・返還 5件 	<ul style="list-style-type: none"> 野洲市修学奨励助成金交付要綱により適正に事務を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。 	継続	修正なし	<ul style="list-style-type: none"> 修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。(令和15年度まで) 	学校教育課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績		令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課		
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題			令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正
28	(5)同和問題	部落解放・人権政策確立要求に向けた取組の推進	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の活動に参画して、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するための取組を行う。	・実行委員会事務局 ・総会、事務局研修、連続講座、幹事級研修などへの参加 ・基本法ニュースの発行支援継続	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の活動である幹事級研修会、事務局交流研修会に参加するとともに12月に発行する基本法ニュースの発行支援を行った。	トランスジェンダーを題材とし、いざ自分の身内になると排除していくという点での気づきと性の多様性について理解を深めることができた。また、フィールドワークを通じて地元の屠畜・太鼓づくりや人造真珠・ガラス細工づくりを通じて地域の歴史や文化、人権のまちづくりについて学びを深めることができた。	対象が絞りこまれる研修については実施することができたが、他と同様に対象が多数の事業については安全を確保することが困難なため中止となることがあった。	継続	修正なし	部落解放基本法の制定をめざし継続する。	人権施策推進課
29	(5)同和問題	同和問題講演会	同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けての啓発の一環として講演会を行う。	同和問題強調月間に、同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けた啓発の一環として、同和問題講演会を開催する。	新型コロナウイルス感染防止のため、中止。人権センター、市民交流センターなどにコーナーを設け啓発を行った。	同和問題講演会は中止としたものの、啓発箇所については人権センターや市民交流センター以外にも各学区コミュニティセンターや市内スーパーに啓発物品を配置し啓発機会を増やすことができた。	市民の集いと併せて講師の講演内容をDVD化し啓発材料としていくことなどの工夫が必要。	継続	修正なし	同和問題講演会を開催し、同和問題をはじめあらゆる差別の解消に向けての啓発を継続する。	人権施策推進課
30	(6)外国人	国際理解推進事業	野洲市国際協会と連携を図り、言語や文化の違いについての相互理解や交流機会を充実する。	市民への国際交流や国際理解を深めるために野洲市国際協会の運営を補助する。 米国ミンガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業を行う。	野洲市国際協会への運営補助を実施した。 米国ミンガン州・クリントンタウンシップとの姉妹都市交流については新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、中止となった。	姉妹都市交流については新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止となったものの、パネル展示や国際交流パーティーの開催等により国際交流が図られ、市内園・学校へのゲストティーチャー派遣や講演会の開催により国際理解も図ることができた。	市内の外国人住民が減少傾向にあるため、孤立化を防ぐためにも、引き続き国際交流や国際理解を推進する必要がある。 また、姉妹都市交流事業について、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないため、今後の事業内容を検討する必要がある。	変更	市民への国際交流や国際理解を深めるために野洲市国際協会の運営を補助する。 令和5年度以降の、米国ミンガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業のあり方について検討する。	市民の国際交流や国際理解を深め、多文化共生の推進を図るため、交流事業を継続する。	企画調整課
31	(6)外国人	外国人支援事業	外国人が安心して暮らせるよう分かりやすい通訳・翻訳等の支援に取り組む。	外国人支援事業委託を行う。	通訳 31件 翻訳 9件	多言語対応の通訳、翻訳サービスを活用し、幅広い通訳、翻訳ニーズに対応できた。	引き続き、本サービスについて周知し、より多くの利用を図ることが必要である。	継続	修正なし	今後、国籍の多様化が見込まれる外国人支援の状況を鑑み、必要となる対応を行うため、支援事業を継続する。	企画調整課
32	(6)外国人	外国語等資料整備	外国人等への情報提供として、外国語資料等の利用しやすい形態の資料を整備する。図書館の利用案内を各国言語に翻訳して外国人にも使いやすい施設となるようにする。	外国語資料を受入し利用できる外国語資料の増加をはかる。図書館の利用案内の内容の改定があったときは外国語版も改定を行う。	・令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、外国語図書・絵本を新規に243冊受入した。 ・新しく入った外国語図書の特設コーナーを設置した。 ・JICAの図書館内展示に合わせ、連動特集「JICA海外協力隊のどローカルごはん」を設置した。	・令和3年度の外国語図書貸出冊数：1,117冊(令和2年度：800冊、約40%増加) ・外国語資料の貸出促進を図るため、対象者に向けてさらなるPRが必要と考える。	・図書館の外国語資料の貸出促進を図るため、他課や外部機関と連携しながらPRを行う。	変更	・このことに関する資料の特設コーナーを年1回以上開催する。 ・寄贈資料なども活用しながら、外国語の書籍の所蔵数を5年間で100冊増加させる。	図書館	
33	(7)インターネット	インターネットによる人権侵害の防止策・防止教育	インターネットによる人権侵害の防止のための啓発・教育を行う。人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルの啓発を行う。学校等においては、インターネット等の安全な使い方と情報の真偽を見抜く力を養うために教育を行う。	差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対して情報を共有し、関係機関とのネットワークづくりをする。 また、適切な対応ができるよう対応マニュアルを作成する。 人権侵害を監視するリーダー人材の育成、研修会に参加する。 人権侵害の被害者に対する相談活動を行う。	県下の人権担当課が所属する人権問題連絡会において、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者からアドバイスや関連の情報提供を行う違法・有害情報センターより講師を迎え研修を行った。	便利かつ容易に情報収集や情報発信が行えるインターネットではあるが、その反面さらし行為や差別の助長拡散といった負のアイテムとしての使われ方が大きな社会問題を引き起こしていることや、それらの行為に対して差別や人権侵害と気づかせ行為を踏みとどまるために教育・啓発の重要性を再認識することができた。	インターネット上の問題はオープンな環境であるためネットパトロールなどによってその内容を外部の者が把握することが可能であるが、ライン等(インスタグラム)については、クローズド環境なため外部からは全く窺い知れないことが問題である。	継続	修正なし	インターネットによる人権侵害への正しい知識を持ち、啓発することにより、意識向上させ、未然防止に努める。人権侵害が起こった場合、関係機関と連携し解決を図る。	人権施策推進課 学校教育課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績		令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課		
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題			令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正
34	(8)その他さまざまな人権問題	エイズ、身近な感染症についての啓発	HIV等の感染症について正しい知識を普及し、患者に対する誤解や偏見をなくすため、健康教室やパンフレット配布等により、感染症に関する啓発を進める。	世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。	・広報やポスターでの啓発 ・リーフレット等啓発物品の配布、設置による啓発	毎年12月の世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。	エイズ患者数は増加していることから、さらに啓発を行うことは必要である。	継続	修正なし	エイズ患者数は増加していることから、さらに啓発を行う。	健康推進課
35	人権一般	個人情報の保護	基本的人権を擁護するうえで重要な意義を有する個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を進め、個人の権利利益の保護を図る。	個人情報保護に関する制度は年々更新されるため、個人情報の取扱方法や事務手続きを常に最新のものにし、各課の担当者による都度指導する。 平成27年度より番号法が施行されたことに伴い、特定個人情報の保護に対する職員の適切な対応が求められることが予想されるため、庁内連絡会議を定期的に行い、職員の特定個人情報に対する意識の向上及び適切な利用を図る。	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、集合研修を取りやめ、特定個人情報の保護等についてeラーニング研修を実施した。受講率は98.3%であった。研修期間内で受講できなかった職員については、eラーニング研修資料を提供し、自己研修の依頼を行った。	個人情報及び特定個人情報についての意識向上を図ることができた。	引き続き職員の意識向上等に向けて研修を実施していく必要がある。	継続	修正なし	職員の個人情報の保護に対する意識の向上を図り、特定個人情報を含む個人情報を保護する。	総務課
36	人権一般	窓口人権相談の充実	市民相談総合窓口ネットワークにより人権相談の第2窓口として個別窓口の役割を果たす。電話、来所により、人権相談に応じて解決を図る。専門的事例は、人権擁護委員、弁護士相談等につなぐ。	電話・面接による人権相談の実施。人権相談で各部署と連携を図る。相談員の相談援助技術の向上を図る。	・相談関係 13件 ・その他 14件 ・不利益労働 4件 ・公務員の職務執行 1件 ・家庭内暴力 1件 計 33件	機会を捉え人権研修に参加し相談員の資質向上を図ることができた。また、関係課・機関と連携を取り問題解決のための取組を行った。	引き続き、さまざまな人権相談に対応できる職員の資質向上が必要であるが、職員の異動を考えると本来専門的なスキルを持つプロパー職員が望ましい。	継続	修正なし	さまざまな人権相談に対応できる職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の充実を図る。	人権センター 市民交流センター
37	人権一般	人権擁護委員	法務大臣委嘱の人権擁護委員による特設人権相談所(人権なんでも相談所)を開設し、人権相談を受ける。また、人権教室として、人権紙芝居を5歳児対象に実施する。 国の人権擁護制度への連携として人権擁護委員法に基づき人権擁護委員候補者を推薦するほか各協議会への関与・参画を図る。今後の人権擁護の法制度の変更に的確に対応し人権救済の充実をめざす。	人権擁護委員が行う啓発活動の支援 大津人権擁護委員協議会と各種啓発行事で連携 地域人権啓発活動ネットワーク協議会参画	人権なんでも相談所 11回(5・6月中止) 人権紙芝居は新型コロナウイルス感染防止のため中止。	コロナ禍ではあったものの、人権何でも相談所は実施できた。	人権紙芝居については、コロナ禍で中止となっても、希望される園に対して機材の貸出を行うなどのレンタルするなどの柔軟な対応が必要。 ※令和3年度中に野洲幼稚園が実施。	継続	修正なし	上位法「人権擁護委員法」に基づき、事業を実施する。	人権施策推進課
38	人権一般	戸籍住民基本台帳個人情報	市民課は戸籍や住民票などの個人情報を管理し、市民の請求により証明書を発行している。証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前登録者に対してその交付した事実をお知らせする本人通知制度を設け、身元調査等を目的とした不正請求・不正取得を防止し、抑制につなげている。また、野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	・戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、住民票等の不正取得による身元調査等を防止するため「本人通知制度」を運用し、その制度の周知を行った。	戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行うことができた。	今後も、引き続き制度の周知に努める。	継続	修正なし	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	市民課
39	人権一般	事業所内公正採用選考・人権啓発推進事業	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく啓発や企業啓発指導員による啓発指導、事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問を行うとともに、対象者ごとの研修会を実施する。	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく進行管理 ・企業啓発指導員による啓発指導 ・事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問	・企業啓発指導員による啓発指導を行った。 ・6月に企業内公正採用・人権啓発推進班員研修会を開催した。 ・7月から市内の従業員10人以上の事業所(事業所数150社)を対象に企業訪問を実施した。令和3年度の企業訪問については新型コロナウイルス感染症対策及び県の指導方針に基づき企業への訪問(推進状況に基づいた聞き取り、啓発等)については電話やメール、FAXにて実施した。 ・新型コロナウイルス感染症対策により、7月予定していた野洲駅前での街頭啓発を中止した。	新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、従業員数が少ない事業所ほど事業所内研修の実施や外部研修への参加ができていない傾向であったが、継続して企業訪問(今年度は電話、メール、FAX)を実施し取り組みを進めることができた。	企業訪問を実施する中で、啓発の機会を確保するとともに、啓発資料等の配布などにより、事業所の負担が少ない啓発方法の拡充を検討する必要がある。	継続	修正なし	企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、県の取組と連動し継続して行う。	商工観光課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績		令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課		
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題			令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正
40	人権一般	人権教育基本方針	人権教育基本方針に基づき事業を推進する。基本方針の周知徹底を行うとともに、必要に応じ改定を行う。	就学前教育・学校教育・社会教育のそれぞれの分野に応じた人権教育を展開していく。	・就学前、学校教育においては、人権教育方針に基づき、学習を進めることができた。	・人権教育基本方針に沿って、各校園所が園児、児童、生徒の実態に合わせて、共通理解のもと、保育実践、教育実践を行うことができた。	・地区別懇談会や同和問題講演会、人権セミナーなどの中止を受けて、今後、情報機器などの媒体を用いて多種多様な学習の場を提供し、人権教育を推進していく必要がある。	継続	修正なし	人権教育基本方針に定めた各カテゴリーごとの推進目標を達成する。	学校教育課
41	人権一般	人権保育推進事業	人権保育基本方針の周知徹底を図るとともに、必要に応じ改定を行い、人権保育を推進する。	年間8回の職場研修を実施する。	・年度当初において人権保育基本方針についての周知徹底を図り、基本方針に基づいた保育実践と、職場研修を行った。	・研修を通して、自分自身の言動を振り返り考えあえる場が持てた。今後においても人権意識を高めていくために継続して取り組んでいく。	・職場環境として多様な勤務形態の中で、研修を効果的に実施するためには更なる工夫と改善も必要である。	継続	修正なし	人権保育基本方針に則り、教育・保育の資質の向上と職員の人権感覚の向上が中堅層を中心に広がる。また、人権教育・保育訪問に年間1人1回は研修として公開保育・協議会に参加する。	こども課
42	人権一般	人権教育推進員	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修を実施し、人権尊重のまちづくりを推進する。	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を開催する。	委嘱状交付式・地区別懇談会推進計画説明会については、新型コロナウイルス感染防止のため中止となったが人権セミナーは実施することができた。	人権セミナーでは、滋賀県人権センターより講師を迎え、部落差別の現状と課題について理解を深めてもらった。	新型コロナウイルス感染防止のため実施が左右される状況および中止となった際のフォローアップ。	継続	修正なし	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を継続的に開催する。	人権施策推進課
43	人権一般	学校・園所人権教育推進委員会	各中学校区部会、プロジェクト部会を中心とした学校・園所人権教育推進委員会活動を推進する。	・中学校区部会の取組推進 ・小学校人権学習プランの推進 ・就学前から高校までの一貫した人権学習の様々な人権課題別目標の設定 ・教職員人権問題研修の推進	・人権学習プランを各小学校で実施 ・中学校においても様々な人権課題についてのつなぐ力を明確にし、各中学校区部会で特徴的な取組を実践できた。 ・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を目指した実践を行った。 ・新型コロナウイルスにより一部中止、参加人数を制限する中で実施した。 ・課題別人権学習実践資料集の作成 ・令和3年度「いしずえアンケート」にて中学校全体で「自分にはよいところがあると思う」と答えた生徒が70.3%であった。	・部落差別問題の認識と、教職員の力量を高める研修は、市内で統一したテーマを掲げ、研修を実施することができた。0人事移動などにより教職員が若返り、他市町からの転勤者も多くなってきた。 野洲市の人権・同和教育の原点を語れる人が少なくなってきている。改めて、野洲市人権の日の由来である野洲中学校連続差別事件のことを学ぶことができたことは、有意義であったと考える。	・野洲市小学校人権学習プランに基づいて人権学習を行ったが、実施時期や内容等を再検討し、より効果的に進める必要がある。 ・課題別人権学習においては就学前から高等学校までの系統立てた目標の見直しが必要である。また、中学校部会を中心として、就学前から高等学校までの連携をさらに強くし、継続した指導が行えるようにしていく必要がある。 ・新たな人権課題(インターネット、LGBTQ、ヤングケアラー等)の学習を進めるために教職員研修の充実を図っていく必要がある。	継続	修正なし	・人権学習プランを小学校で完全実施し、学習内容のデータバンク化を図る。 ・中学校においても様々な人権課題についてのつなぐ力を明確にし、各中学校部会での協議の中心とする。 ・人権学習プランの(就学前から中学校まで)次の見直しへの見直しを持つ。 ・人権学習の講師のデータバンク化を図る。 ・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を図り、中学校2年において「自分が好き」と答えられる子が85%以上をめざす。	学校教育課 こども課
44	人権一般	市人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう市人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	各学区人権協や地域団体等により組織された、市人権協が支援をすることで、全ての市民に人権意識の高揚を図り、同和問題を是れとすさまざまな人権問題解決の促進に資する。	役員・運営委員が参集し、機関紙や啓発パネルの作成や啓発コーナーの設定などを行った。	それぞれの部会で工夫を凝らし効果的な啓発事業を行うことができた。	役員の固定化・高齢化が進んでおり、新たな後継者が見つかることが困難。	継続	修正なし	更に効果的な啓発の推進が図られるよう支援する。	人権施策推進課
45	人権一般	学区人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	部落差別をはじめあらゆる差別を許さないまち、差別問題を自らの課題と考え行動できる人をつくるために住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して、財政的な面も含めて支援を行う。	各学区人権啓発推進協議会が主体となって実施される講演会や研修会等について補助や講師の紹介などの支援を行った。	住民自らが人権啓発事業を企画立案から運営していること自体が大きな成果を感じる。	各学区毎の取組状況に開きがあり、十分な取組が展開されていない地域もあることから、今後それらの地域への支援が必要。	継続	修正なし	市民自らが主体となって、住民等に対して、差別のない明るい地域の確立に向けた人権啓発ができるよう支援する。	人権施策推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画			令和3年度事業実績		令和4年度計画		第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課	
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題	令和4年度(2年目)(継続・変更等)			令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正
46	人権一般	広報掲載啓発事業	同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解を得るため、広報やすへの掲載をはかり、啓発を行う。	広報やすによる啓発記事の掲載	人権週間をはじめその他(同和問題等)の強調月間に合わせて、広報やすに記事を掲載できた。	同和問題や様々な人権問題について、わかりやすい内容を心がけて理解を深めてもらうことができた。 また、新型コロナウイルス感染者、その家族またワクチン未接種者に伴う偏見や差別(忌避)に対して注意喚起に努めた。	身近な事や話題性から人権に関連づけた掲載内容の検討。	継続	修正なし	広報やすによる啓発記事の掲載を継続する。	人権施策推進課
47	人権一般	職員人権問題研修	行政職員として必要な幅広い人権問題に対する人権感覚と人権意識を身につけるため、研修目的を明確にし、多様な研修を実施する。	職員研修について、一定のルールに基づき点検し、基本方針に見合う研修を実施する。	職域に応じた研修内容になるよう、研修計画に基づき、以下の研修を予定していたが、コロナ感染症拡大防止の観点から多くの研修が、中止となった。 【一般職向け】 幅広い知識の習得を主な目的とし、いずれか1つ以上を参加としていた。 ・びわこ南都地域人権啓発連続講座(毎月第2水曜日)→5月7月11月のみ実施(12名受講)、それ以外は中止 ・人権教育研究大会→中止のため、全体会の講師講演動画を視聴(34名受講) 【「ひと」と「ひと」のつどい】→中止 ・市民のつどい→12月5日開催(44名受講) ・市民のつどい→中止のため、講師講演動画を視聴(146名受講) 【指導職向け】 人権意識の高揚や職員としての役割、問題解決に向けた実践力の向上のため、熟度を深める議論を中心とした人権研修を実施し、研修後、参加者を中心に、それぞれの現場で伝達研修を予定していた。→人権研修(2回実施)※コロナ感染拡大対策のため、講義形式とし、グループワークは取止め。 【管理職向け】 指導者育成向けの研修。8月23日開催(商工観光課)。 【その他】 障がいへの正しい理解と、地域でもともに生活する者としての理解促進を目的として、「障がい児サマースクール」及び「市内作業所での体験事業」へ新規採用職員(令和2年度及び令和3年度採用)を派遣するとともに、ボランティア職員が参加する予定であった。→「障がい児サマースクール」については、事業途中で中止。「市内作業所での体験事業」は23名を派遣。ボランティア職員の派遣については、コロナによる事業縮小のため中止。	今年度は、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から予定していた研修の多く中止になった。 新型コロナウイルス感染症の終息が見込まれないなか、今年度講演動画の視聴を取り入れることで一定の研修効果があったと考える。	今後、引き続き感染防止対策を講じながら研修を実施する必要がある。	継続	修正なし	職員人権問題研修を継続する。	人事課
48	人権一般	特別職人権問題研修	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民のつどいをはじめ各種会議等が中止になり、人権施策審議会への出席程度にとどまった。	人権施策審議会では、各委員の意見等をうかがい、本市の実態に対する認識を深めることができた。	審議会以外では、会議の中止等により研鑽等の場が十分確保できなかった。	修正なし	修正なし	市のリーダーとして、啓発推進を図り、現状と課題を直視し、解決に立ち向かうとともに、新たな問題を起こさせない健全な社会づくりを進め、元気と安心のまちづくりを進める。	広報秘書課
49	人権一般	PTA人権問題研修	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修及び単位PTA人権問題研修を行うとともに、PTA人権問題研修の指導助言を行う。	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修の実施と単位PTAの実施する人権問題研修への指導助言・開催状況の集約	新型コロナウイルス感染症対策により、市および単位PTAともに各研修会が中止になった。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策により、各研修会等が軒並み中止となり、具体的な成果が残せなかった。	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策により、コロナ感染者への人権問題や家庭内における親子共のストレスによる人間関係に悪影響となっている。	継続	修正なし	保護者や教育関係者が人権問題の解決をめざし、市民が広く集結し、研修会を通して市内における人権教育を推進する。	生涯学習スポーツ課
50	人権一般	人権問題啓発講師派遣事業	自治会、団体、企業などで実施される人権問題の研修会に啓発講師を派遣し、研修会の充実を図る。また、啓発講師の資質の向上を図る。	研修の充実を図るために啓発講師を委嘱し、また啓発講師に対する情報提供、研修の場を提供する。	16名を人権問題啓発講師として委嘱した。新型コロナウイルス感染症防止のため地区別懇談会や研修を中止される中、7回の講師依頼があった。	市内の校長先生をはじめ市人推協の関係者など身近で親しみやすい人達を講師として迎えることができた。	校長先生を除き、新たな人材の発掘や育成が必要。	継続	修正なし	幅広い人権に関するテーマのニーズに対応できる人材を発掘・育成する。	人権施策推進課
51	人権一般	市民啓発事業	人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子「すてきなまちに」を作成し、市全所帯、学校、企業などに配布する。 実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催し、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	啓発冊子については、効果的に多くの市民に長く、有効活用されるよう内容の充実とともに、配布方法を再検討するほか、電子媒体による市民への周知を検討する。「部落解放」と「女性解放」を共通の課題として、地域の人々との交流と連帯を深める集会として、実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催する。また、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	「市民のつどい」は新型コロナウイルス感染症防止のため中止したが、「ハンセン病に対する差別」をテーマに「市民のつどい」で講演予定だった講師を人権センターにむかえ、講演内容をDVDに収録した。	収録DVDを各学区コミュニティセンターに配布することで中止となった「市民のつどい」実施に代わる啓発を図ることができた。 また、人権センター貸出用DVDとして新たな啓発教材に加えることができた。	「ひと」と「ひと」のつどいについては実行委員会型式の提言劇が定番であったが新型コロナウイルス感染拡大が不透明であることや関係者のリスクを考えると、「市民のつどい」と同様な実施方法が望ましい。	継続	修正なし	人権意識を高め、集会により交流や連携を図る。紙面により効果的・効率的な啓発を図る。	人権施策推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画

No.	分類	第4次実施計画		令和3年度事業実績		令和4年度計画		担当課			
		事業名	事業の概要	令和3年度計画(初年度)	実績(令和3年度)	令和3年度実績(事業)からみる成果	令和3年度実績(事業)からみる課題		令和4年度(2年目)(継続・変更等)	令和3年度実績の課題に伴う令和4年度計画の修正	第4次事業計画終了時点での到達目標
52	人権一般	議員人権問題研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	人権研修を年2回開催(うち1回は湖南地区市議会議長会主催)する。	2月4日に湖南地区市議会議長会主催による議員人権研修が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止された。令和4年1月21日の全員協議会終了後、野洲市議会議員を対象とした人権研修を実施した。テーマ「今もある部落差別の現実と解決に向けて」講師:高木 洋司氏(草津市同和教育推進協議会会長)	今年度は全国的な新型コロナウイルス感染症の猛威により、広域での研修は中止となったが、当市議会での議員研修会は開催することができた。事後研修として研修レポートの提出を求め、研修を踏まえての人権尊重の意識高揚に努めた。	引き続き、オンラインによる研修について、議員全員で受講できる環境整備が必要である。コロナ禍において、啓発資料の配布等により、議員の自己研修への切り替えも考えられる。	継続	修正なし	市議会では、人権を尊重し責任ある活動を行っていくことで、「開かれた信頼される議会の実現」に繋がることから引き続き研修会を開催する。	議会事務局
53	人権一般	農業委員人権問題研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	年一回以上、人権研修を開催するとともに市民のつどいをはじめとする各種研修会への参加を要請している。	今年度については、平成28年に実施し好評のあった発達障がい題材としたDVD「コスモスの咲く日」を上映した。また、DVDを上映する前に発達障がいについての内容や種類の説明とともに野洲市発達支援センターの年間相談件数について報告した。 【23/26人 約88%】	市民のつどいや地区別懇談会が中止となる中、農業委員会の人権研修を実施することができた。事前に発達障がいについての説明や市発達支援センターの年間相談件数を報告することにより、よき事ではなく身近に発達障がいがあるという現実を知ってもらうことができた。また、一見して理解しにくい障がいの内容ではあるがアンケート結果から94%(内無回答1名)の委員に理解してもらうことができた。	人権研修の実施については参加率を高めるため、例年農業委員会総会日に実施しているが総会そのものを欠席される方がいるため目標とする全員参加を達成することができなかった。このことから目標値の下方修正を検討中。また、農業委員の人権研修以外の市民のつどい以外の参加という目標以外にも自分自身で実施可能な自己啓発を含めることを検討。	農業委員会人権問題研修会参加率および自己啓発の追加。	農業委員会主催の人権研修会への全員参加を下方修正の他、一人一回以上、市民のつどいをはじめとする各種人権研修会への参加に自己啓発を追加。	農業委員会主催の人権研修会への参加率を8割以上の他、一人一回以上市民のつどいをはじめとする各種研修会(含:自己啓発)への全委員の7割以上参加する。	農業委員会事務局
54	人権一般	企業人権啓発推進協議会育成事業	企業人権協の組織を強化し、協議会の研修会及び企業の加盟促進を行う。	協議会への啓発経費補助・協議会の研修会の実施および新規加盟促進	・企業人権啓発推進協議会へ370,000円の補助を行った。 ・企業人権啓発推進協議会と市の共催により年間4回の研修(経営者・管理者研修を1回、基礎研修会を1回、担当者研修会を1回、担当者交流会を1回)を実施した。 ・野洲市内において継続して事業所内人権啓発推進活動を推進し進めていくために、未加入企業に加入していただくことが必要であることから企業訪問して加入促進した。	「職場を取り巻く今日的な人権課題への取組や社会における様々な人権にかかわる課題について理解を深める研修を行う。」を主たる活動の柱として研修等を実施し、年間4回の研修で延べ165名の参加があり、理解を深めることができた。	新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、研修の参加・実施に積極的な事業所と消極的な事業所の二極化が顕在していることから、積極的な参加を促すと同時に、研修以外の手法による啓発方法を検討する必要がある。	継続	修正なし	企業活動における同和問題を是れとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、継続的な支援を行う。	商工観光課
55	人権一般	人権施策審議会	実施計画の進捗状況について、定期的成果と課題を把握し、審議会の答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取り組む。	人権施策審議会を開催する。また、必要に応じて審議会内に部会等を設置し開催する。	人権施策審議会を7月に実施。	人権施策審議会において「第3次野洲市人権施策実施計画」の成果や課題に対し審議いただくとともに「第4次人権施策実施計画」を策定できた。	審議会等における女性の参画率について、令和4年1月1日現在野洲市の平均が35.2%なのに対して人権施策審議会は27.3%と7.9ポイント低く、次回審議会委員選任に対して各団体に積極的に女性の選出をお願いしていく。	継続	修正なし	第4次実施計画の進捗状況について、審議を行い、第5次野洲市人権施策基本計画を策定する。	人権施策推進課
56	人権一般	野洲市人権施策基本計画	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取組を推進していく。目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画の進捗管理。目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	人権施策実施計画に基づき実績から成果と課題の確認を行った。	前年に引き続きコロナ禍の影響により、不特定多数を対象とした事業については中止するケースが多く見受けられたが、人数制限がある事業については安全(フィジカル・ディスタンス)に十分な配慮を行い実施された。	不特定多数を一堂に会す研修や講演について、今後もコロナ等の影響により中止する場合には啓発資料の配布や講師の講演をデータ(DVD)化し啓発材料として残すなどの工夫が必要。	継続	修正なし	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいて総合的に取り組む。	人権施策推進課
57	人権一般	市民意識調査業務	本市が実施する人権問題の解決に向けた啓発効果等を把握し、客観的データに基づいた総合的、計画的な教育、啓発を展開するため、令和6年度に市民意識調査と併せて職員意識調査を実施する。	意識調査実施のための、内容等を検討する。	調査は令和6年度実施となっているため、具体的な取組は令和5年度となり令和3年度の実績はありません。【実施計画に合わせて5年毎に実施。】	—	—	継続	修正なし	人権問題に関する市民意識調査の統計結果を元に、今後の教育・啓発のあり方について検討し活かす。	人権施策推進課 人事課